

風早北部 防犯情報 しょうなん



本稿は3頁です。

電気・ガス契約トラブル再発生中に注意！

若年層の方からの訪問販売相談事案が多く見られます

昨年12月上旬発信の国民生活センターからの情報によると、電気やガスの契約に関する、若年層では訪問販売、それ以外の層では電話勧誘販売の相談が増加傾向とのことです。

本件の関しては、昨年2月以降からも確認(次頁下段ポスターを参照)されており、今後も新たな年に入り、昨年同様に再度、この問題が沸き上がるおそれがあります。

例え先方が有名な大手の電気・ガス会社であっても、その販売勧誘に安易に乗ってしまわぬよう、契約に応じてしまわぬよう、警戒してください。迷ったら「188(イヤヤ)」のご相談の電話をしてみましょう。以下は昨年9月の相談事例です。

事業者がアパートに訪問してきて、「**管理会社から委託を受けた**」と電力の切替えを勧められた。管理会社の委託だと思って切替えを了承し、供給地点番号等の必要な情報を伝えた。

その後、契約内容がよくわからないままだったので、重要事項説明書を確認して、管理会社に問い合わせたところ、「委託したことはない」と返答され、事業者の説明が事実ではないことがわかった。クーリング・オフしたい。重要事項説明書は受け取っているが、プラン、金額等はわからない。契約書は後日送付すると言われた。

上記以外の相談事例：**「今より安くなります」の言葉に注意しましょう**

- 電話勧誘で「電気代が安くなる」と言われて契約したが、その後、調べたところ、評判が良くないので解約したい。
- 「ガス代が安くなる」と言われて契約したが、ごくわずかな金額しか安くならないことがわかった。

国民生活センターから消費者へのアドバイス
料金プラン等の説明を受けたうえで検討し、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。

切替契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。
困った場合にはすぐに相談しましょう。

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

＊経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口

電話番号：03-3501-5725



直近の国民生活センターからの注意喚起ポスターは次頁を参照。